

۱۰۷

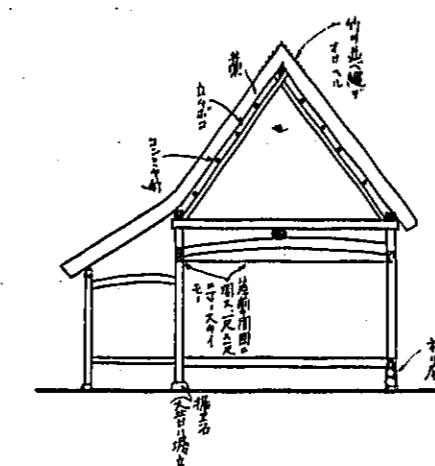
本屋の下手に物置と、その前に牛屋があるが何れも大壁で、本屋の三方の壁も同じく大壁であるが、此の土地ではゴウカベと呼んで居る。此の家の本屋は三方土壁で圍めて居つて、僅かに前方のみ開放されて居るのである。

圖冊第五

圖版第五 長崎縣西彼杵郡長與木田中村吉の家の外觀である。此の家の本屋は柱より、屋根を間取て前方に庇ひ、座敷があり、その後に臺所と納戸が並んで取つてあるのであるが、後の部分は下屋になつて、座敷の部分三間の梁間が本屋になつて居る。本屋の柱の周囲には差前（他地方でサシモンと曰ふ）を回らしてあるが、幅一尺、丈一尺二寸もある極めて大きな材である。又大黒柱傍には爐が切つてある。ニワをナカエと呼んで居るが、是れは鹿児島地方で臺所をナカエと呼ぶものと稍異つて居る所である。昔はナカエの方も奥行が上手の方と同じであつたが、後に改築して後方に延ばし、後

じであつたが、後に改築して後方に延ばし、後に  
に釜屋を設けたものである。昔は中江の中央よ  
り少し奥に前向きに大釜をクドが並んであつた  
そうである。

なつて居る。屋根の構造は北九州地方と大した變化はないが、多少名稱か地方によつて異つて居る。サスの上にコンミヤ竹を並べ、是れに流れの方向に立チボコを置いて薬を葺くのであるが、此の地方ではヤナカの事をコンミヤ竹と云ひ、極竹のことを立ボコと呼んで居る。棟は竹を並べて押え所々に薬



圖版第六

七  
七

此の圖版は右の本屋の下手にある物置であるが、構造は大體本屋に準して居る。本屋の寫真よりも此の方がよく出て居るので、不充分ではあるが是れを以つて大體の此の附近の家を代表させることにした。

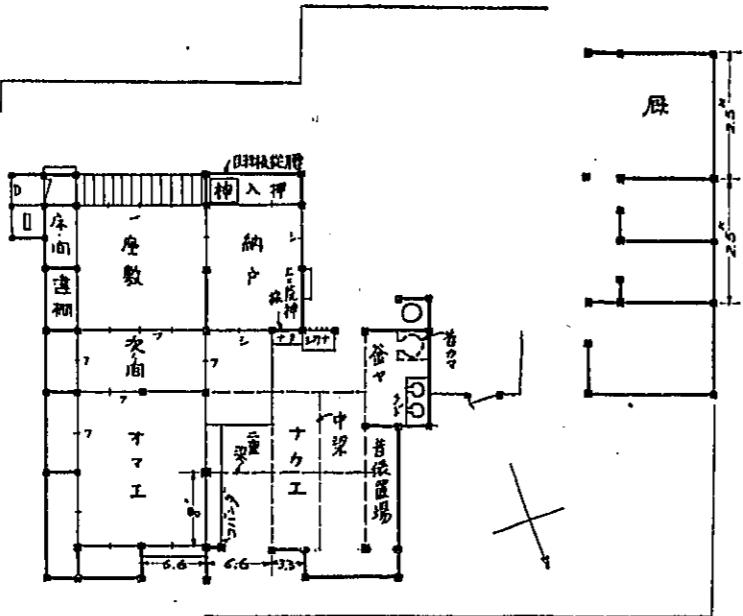
端にある島原町の隣村で、此の附近一帯西に聳える温泉岳の山麓の裾野に田畑が耕作されて居る。此の部落は中央の街道に沿ふた部分は街村の形をもつてゐるが、裏の方に入ると、家がまばらになつ

て居る。圖版上圖の本村助藏氏の家は中央の街道に沿ふた家であるが、南の街道に面した方は四五尺の高さの石垣を回らして居る。尤も此の部落の中心部分では軒並に家を直ちに街道に面して建てて居るが、少し中心からはづれた純農の宅地になると此の家の様に前に庭を取つて純農の宅地割になつて居る。

此の家の宅地の入口は街道から入つた西側の路地に面して取つてあり、北に母屋を取り、東南隅に收農小屋シノヤが設けてある、又母屋の下手即ち西側の方に肥舎の棟と風呂便所の棟がある。此の母屋は整型の四間取であるが、構造はその断面圖でも解る通り前の座敷とオマエの間の梁間の二間が本屋根になつて、前に三尺の下屋を葺下し、後は一間半の納戸、ヨ間及び釜屋を瓦葺にして葺下したものである。凡らく、これは昔は三尺乃至一間位の下屋を葺下したものであらうと思はれる。ニハをナカエと呼ぶことは前の長興村と同じである。又釜屋も前側と同じ様に裏の瓦葺の下屋の方に取つてあつて、ナカエとの間を壁で仕切り是れに巾三尺位の出入口が設けてある。

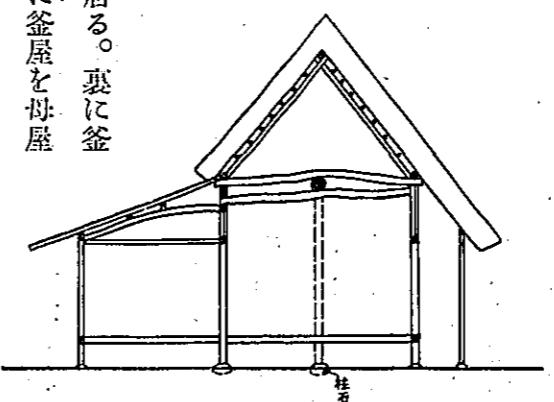
草葺屋根の形は何れも四注で煙出しなど無く、棟は竹で押え蓑縄で締めて、その上に蓑のオサエを置き蓑縄の腐りを防ぐ事前例と變りはない。

此の家の收農小屋は瓦葺の中二階造りになつて居て、本屋よりも立派な造りになつて居る。是れは新らしい構造であるが、本村には昔からの古い構造で然かも立派な收農小屋が可なり澤山存在して居る。同圖版下圖は同村野島助藏氏のものであるが珍らしく立派な造りで、前面は中央十四尺、左右十三尺五寸の大きな梁間に、尺五寸角程の柱と、丈二尺位の桁を渡して居るのである。此の附近は馬を大切にするらしく、立派な馬を飼育して居る。野島氏の本屋は整型六間取で前面に小間が附いて居る。裏に釜屋が突出して居るが、是れも凡らく後に建増したものに相違ない。一般に北九州でに釜屋を母屋から區別して出来る丈け離そうとする風習がある。是れは南島系の釜屋を別棟にする風習と同



じものではあるが、一方は昔からある習慣であるのに反して、一方は比較的新らしい習慣となつて居る點が相異して居る。

上圖は同村の下岸康延氏の宅地と間取と示したものであるが、此の母家は前述の如く、オマエの間の奥行だけの本家が前面にあつて、大黒柱の上部に棟があり、更に鍵屋となつて、次の間及び座敷の上部に奥行に棟が走つて居る。だから前面から見ると普通の平家であるが裏から見ると草葺の鍵屋根がよく見える。ナカエの後の部分と、納戸の部分は瓦葺の下屋になつており、又前面及び側面共に周囲に凡そ三尺の瓦葺の下屋が回つて居る。本家の草葺屋根との間には小壁があり、前面の外壁も共に白漆喰塗になつて居る。然し前例も此の例も何れも本屋根が一間の梁間の上にしか懸つて居らぬ點は同じであつて、構造的には一室の併列した形式をなして居るものである事を注意せねばならぬ。

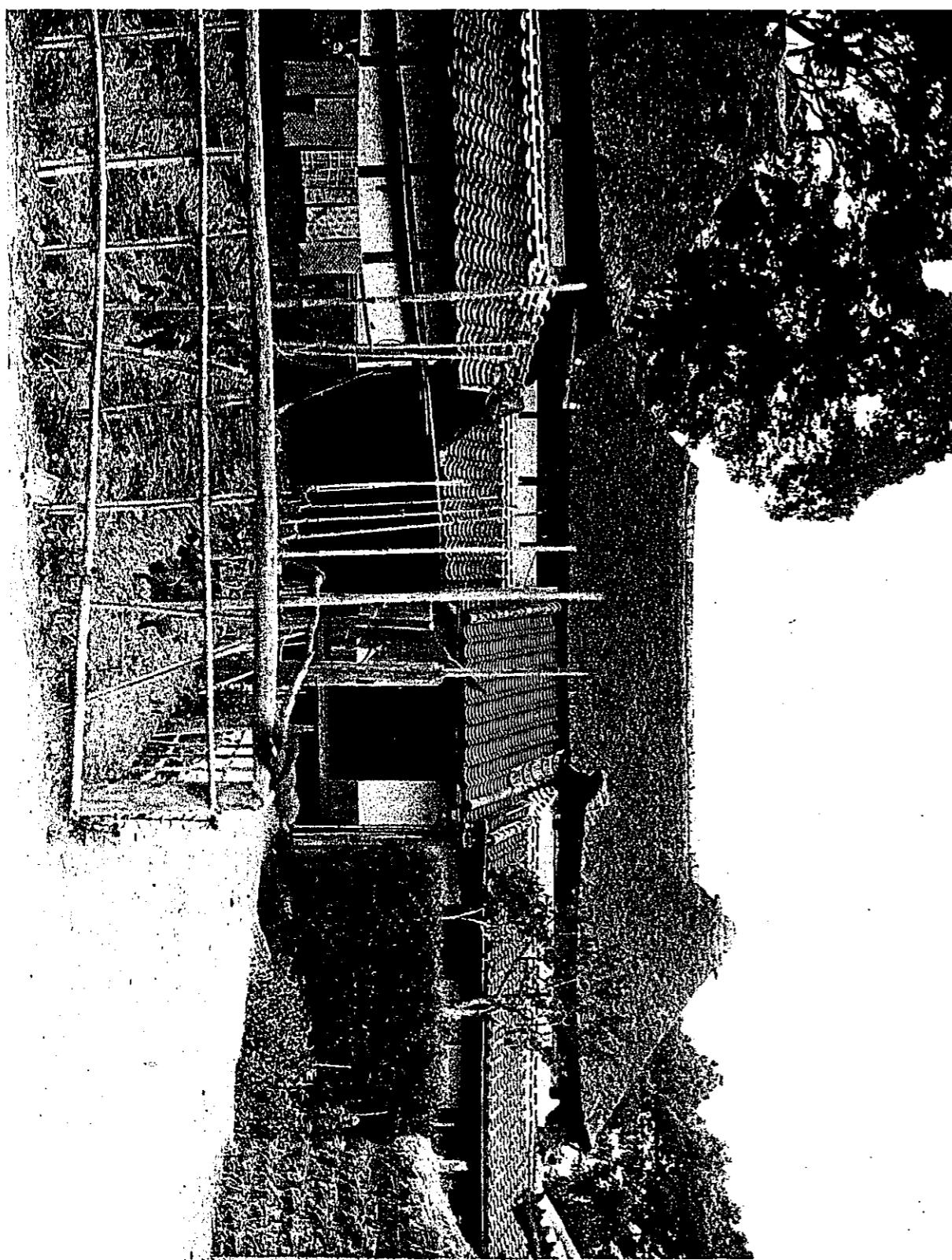


佐  
賀  
縣

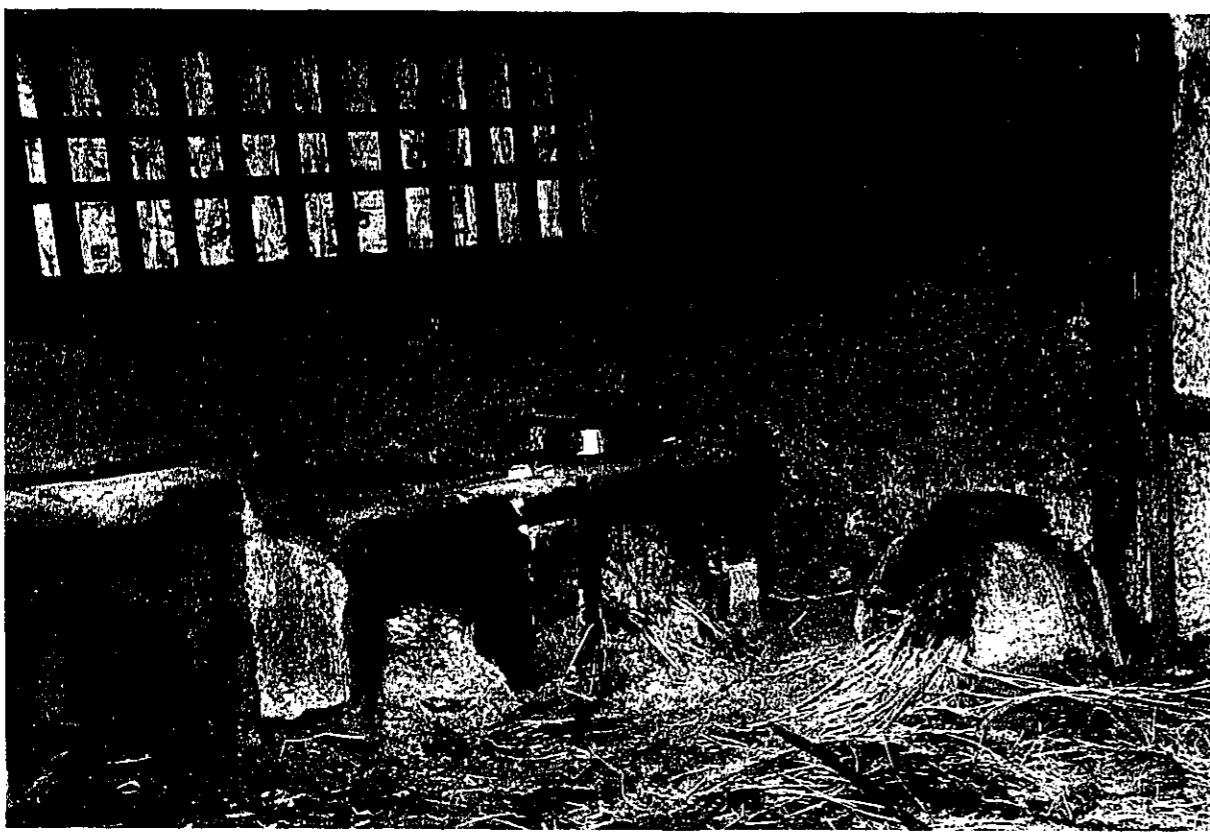


鍋島村 淳平三郎氏

7



8 民酒部小館



鍋島村 小部源吉氏



久保田村 柴 氏

## 縣下の概觀

佐賀縣は西部の日本海岸に面した東西松浦郡地方と、東部の佐賀、小城、杵島の諸郡其他の有明灣に面した地方と自ら地勢を異にし、西部は長崎縣の南北松浦郡地方と同一系統と看做されるものであるが、東部の筑紫平野に面した諸郡は之に對して鍵屋が多く分布して居る。此の事は汽車で唐津から佐賀に至る鐵道沿線にその著しい變化を見ることが出来るのである。

筑紫平野に面した地方では鍵屋の形式が著しく發達してゐるが、是れは福岡縣の筑前、筑後地方からかなり廣く分布して居る様である。是れらの家の間取は多くは整型四間取又は喰達四間取の前方に座敷と次の間又は玄關が突出して附屬した爲めに鍵屋の形をなして居るものが多い。然し又或者は明瞭に前方に増築した様な形にならずに、上手の仕切が下手の土間の外壁よりも内に入つて座敷が半ば突出した形になつて居るものもあり、更に小さな間取の家では全體が奥行一室のL字形に曲折した形のものもある。又正面の玄關、後の部屋等の部分は下屋を葺き下して、本屋の藁葺屋根の梁間を短かくしたものも見られる。

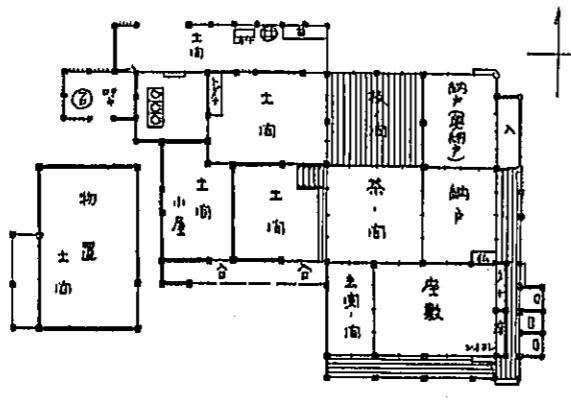
ニワから上り口の室を茶間とし、その後に必ず板間を取つてあつて、此處で食事をする。その奥にある座敷の後の室を納戸とすることも略一致した間取となつて居る。ニワは間口凡そ二間又は三間位で多くその後に釜屋が突出して居て、茲に竈がすえてあるが、此の地方では是を荒神サン（又はヘツツイ）とも云ふて居る。又ニワの下手の方には物置の土間があり、更にその前方に厩舎が突出して居るものが甚だ多い。又別棟になつて、下手横の方に收農小屋を設けてあるものがあるが、是はニワの下手の物置が無い家に限つて居る。又此の前方に厩舎を設けたものもある。

交通不便な土地では多く草葺屋根であるが、東部の鐵道と國道に沿ひた部落には本屋を草葺にし庇を瓦屋根にしたものが多い。

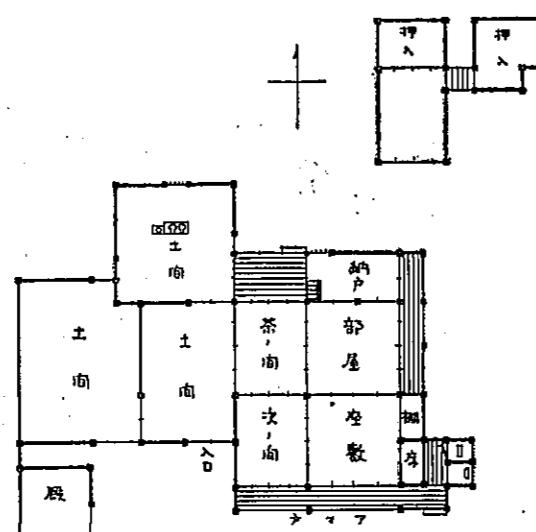
殊に小磯郡の牛津町より杵島郡大町から武雄町附近に至る國道沿道附近の農家は本屋の二階造りの棟が門字形の何れも草葺屋根になつて居り、一階はその下に瓦葺の下屋を廻らして、平面は矩形になつて居るものが著しく眼立つて見える。二階の門字形の草葺屋根と一階の瓦葺下屋との間に見える二階の壁側の部分には多くは窓などなく、中二階になつて、普通の家は赤土壁になつて居るが立派な家は白漆喰塗で立派に造つてある。又武雄町附近には、本屋の門字形の中二階の屋根と、その下手に並んだ草葺の納屋とを一つの瓦葺下屋で取込んで居るものが見られる。是れは瓦葺の平家の上に草葺の屋根が二棟並んで居る形である。兎も角此の様な門字形の草葺屋根の發達して居る状態は何か特に朝鮮の民家等と關係があるのでないかと思はしめるものがあるが、

然し未だ是れを實證すべき材料を持つて居ないからそうであると斷言は出來ない。唯左様連想せしめるものがあると云ふ丈に止めて置きたい。

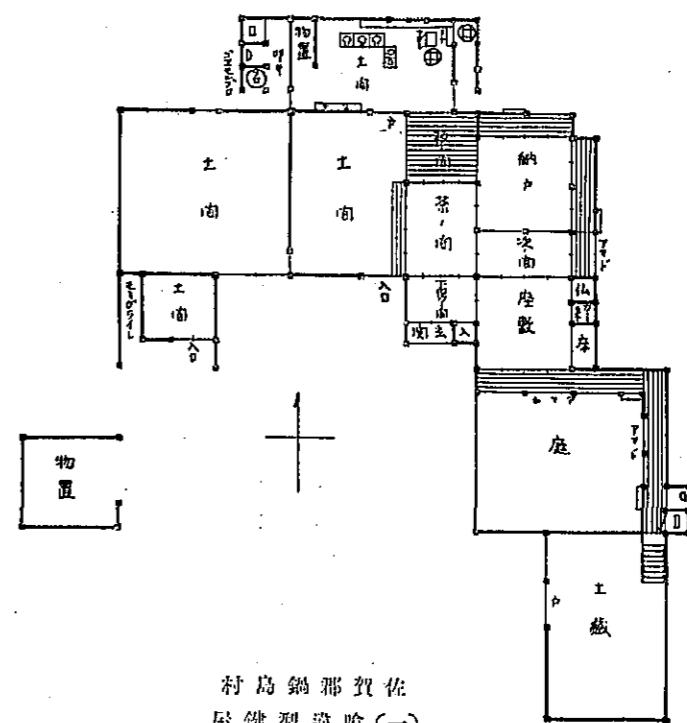
次に縣下の主なる間取の例を示しておくる。



村島鍋賀佐  
屋鍵型整(二)



村庫兵郡賀佐  
屋鍵型整(三)



村島鍋賀佐  
屋鍵型整(一)

## 圖版説明

18

圖版第七 佐賀縣佐賀郡鍋島村は、佐賀市の隣村で昔佐賀藩鍋島家の出た地である。佐賀の平野を走る嘉瀬川に沿ふた村で、宅地の周囲に生籬をめぐらした平和な静かな部落である。圖は最も單純な小さな家の例でニワと座敷とが前に並び、座敷の裏に納戸が曲つて附いて居る。前から見ると普通の平屋であるが後から見ると鍵屋になつて居る。ニワの後一間は下屋になつて居るから前面の梁間は二間ではあるが三尺位の庇が附いて居る。ニワの軒は四尺五寸位前方に垂れて居る。本屋根と庇の下屋の葺下しとの附根に一つ段を附け、庇の軒始めの押え竹の結び目を必ず藁束で押えてある。此の様に庇を草葺にする方法は古い習慣であつて、此の圖版では長崎縣の長與村にも見られる通り此の地方には可なり見られるが、然し多くは瓦庇に改造されてしまつて居るので、今日は極めて少數しか見られない。そして新らしい家になる程本屋の柱を高くし、下屋の瓦庇との間を離して、此處に小壁を作り、立派なものは是れを白漆喰壁に仕上げて居る。そして本屋の柱が高くなるに従つて中二階を高くし、終に普通の二階建になつて居る。然し此の様な造りは、縣下の概観にも述べた通り鐵道の沿線に多く發達して居る。

此の家はニワにツシ木とジリンと云ふ丸太が渡してある。ツシ木は此の地方許りでなく、廣く見られるものであるが、ジリンと云ふ名稱は珍らしい。此の家ではカンド口（門口）の大戸から入つた所に、ツシに丸太二本を渡し、是をツシ木と呼んで居るが、その右の方の外壁に沿ふてツシの下に同じく丸太二本を渡したものとジリンと呼んで居つた。用途は共に物を乗せる爲めである。クドはニワの奥の下屋に設け、その一方にバンコと云ふ置座が置いてある。座敷の正面には左に床間と右に一段の戸棚が並んで居るが上段は左半分に禪宗の佛壇を祭り、右の半分に位牌と神棚

を祭つて、何れも是に紙障子を立てゝある。

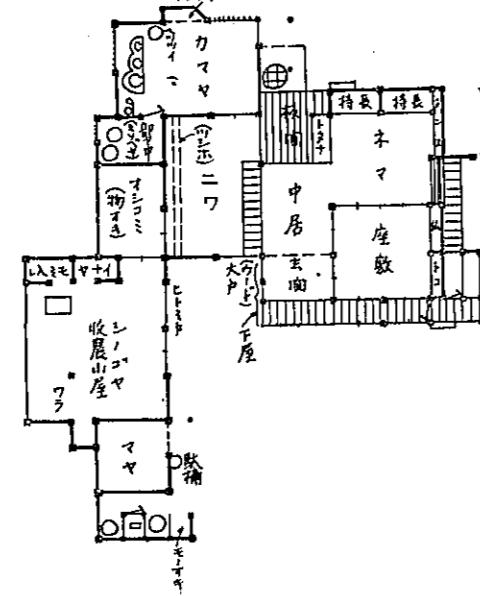
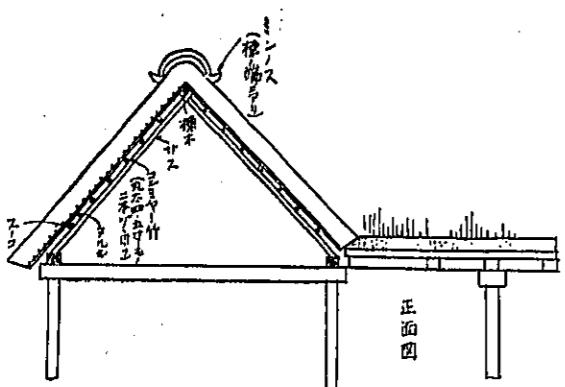
圖版第八、及第九 前圖版と同じく鍋島村の小部源吉氏の宅であるが、間取は稍複雑になつて、座敷が前方に半分突出し、是れに並んで、前方に下屋を葺下して玄闌が取つてある。座敷の裏の寝間は後が半分下屋に葺下してあつて本屋の棟は、座敷と寝間との仕切の上を通つて、更にニワの上から裏の盆屋の方に鍵になつて「L」型をして居る。又向つて左の下手には収納小屋が一棟敷地の前方に突出して居る。

屋根は草葺の本屋の周りに瓦葺の下屋を回してあるが、本屋の桁と庇の葺下しの間に小壁が附いて居る。是れは前述の通り本屋の天

井を上げて物置なり、中二階を取る爲めである。一體に鍵屋は梁間が短いので、屋根裏の高さが自然低くなる。それで屋根裏を利用するにはどうしても柱を高くしなければならぬ事になる。然るに周囲

の庇の高さは大體一定して居るから、その間に小壁が出来るわけである。此の地方では一般に中居の奥、又は納戸の上方を所謂住二階にして居るものが多い。

屋根の構造は横断面圖の如く、柱の上に直ちに梁を渡し、此の上に桁を置き、サスは桁の上に立つて居るのである。是れは概観で述べた通り此の地方の特色を現して居るものである。又棟の上には棟瓦を並べたものが普通であるが、その端にはミ

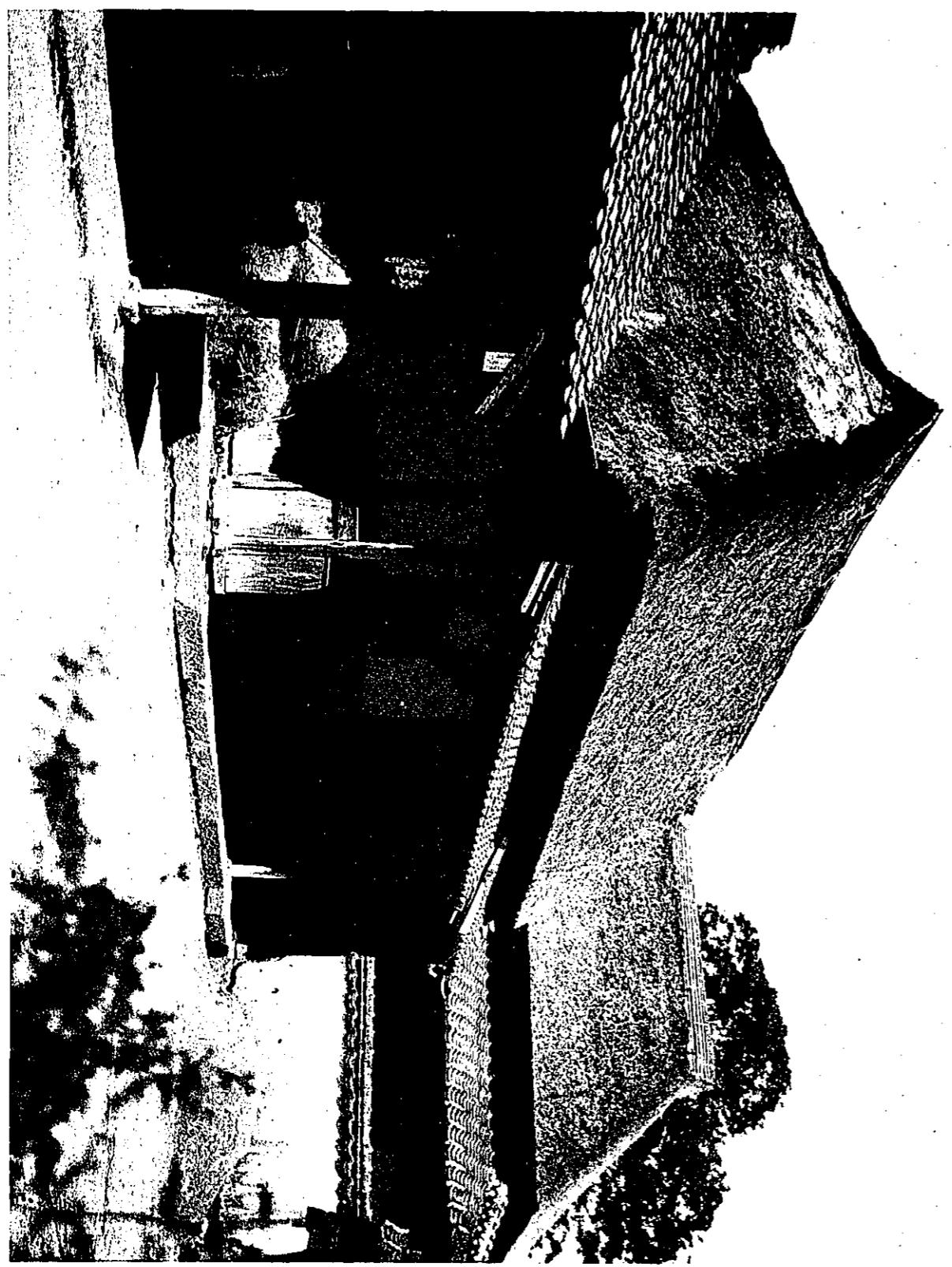


## 福岡縣

ソノスと云ふ耳様の形をした飾りを附けて居る。又庇の隅の所も上に反らして裝飾的に取扱つて居る。棟瓦は下の方に穴が前後に二つ宛明けてあつて是れに竹を差して止めてある。

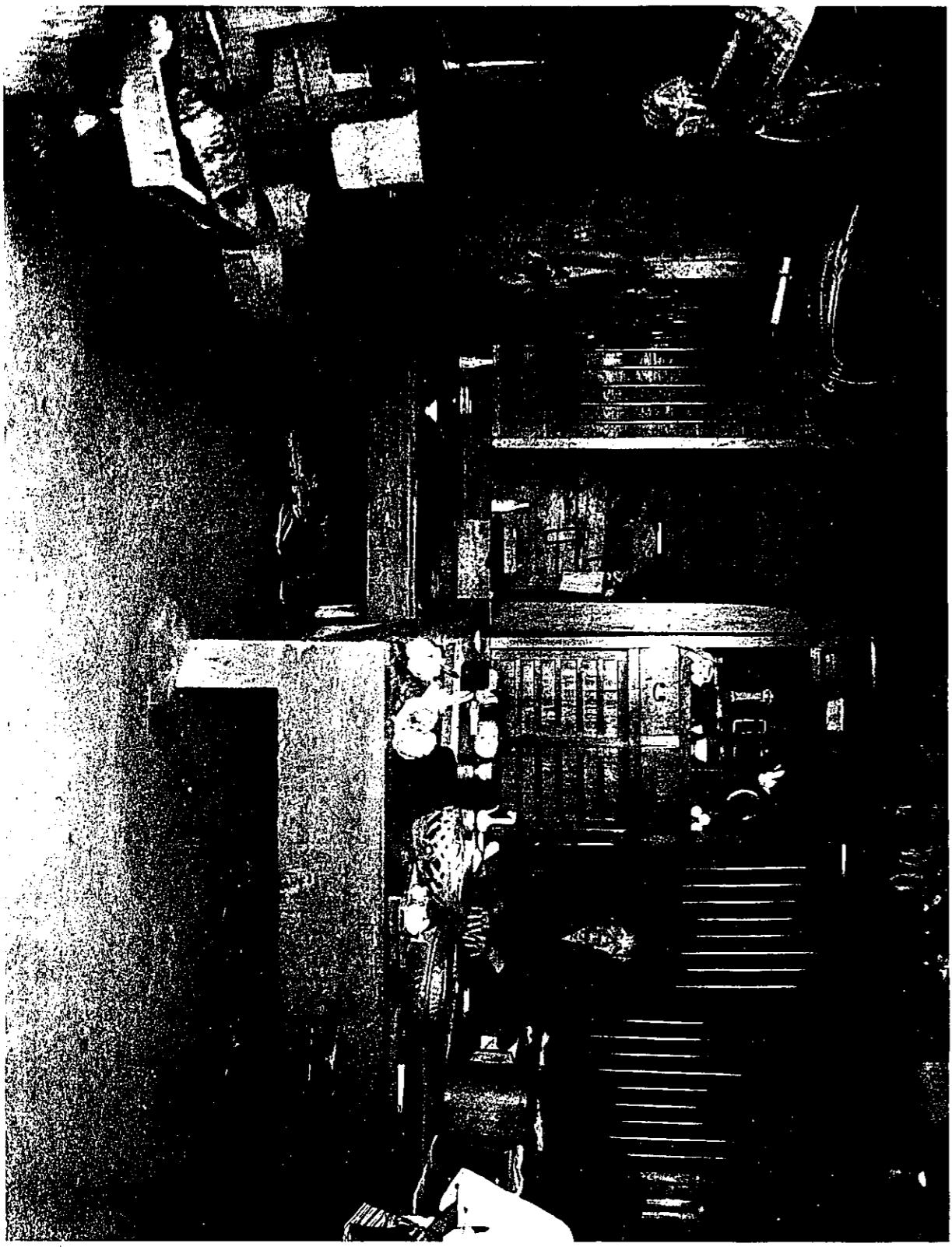
圖版第九上圖は笠屋の一隅のヘツツイを見たもの、此の家ではクドの事をヘツツイと呼んで居つた。そして左端の大釜を荒神サンと云ふて居つた。

圖版第九下圖は同郷の久保田村の某氏の家であるが、此の附近は殊に口字形の兩鍵の家が多く、その四周に下屋を葺下して、矩形の平面になつて居るものが多く見られる。

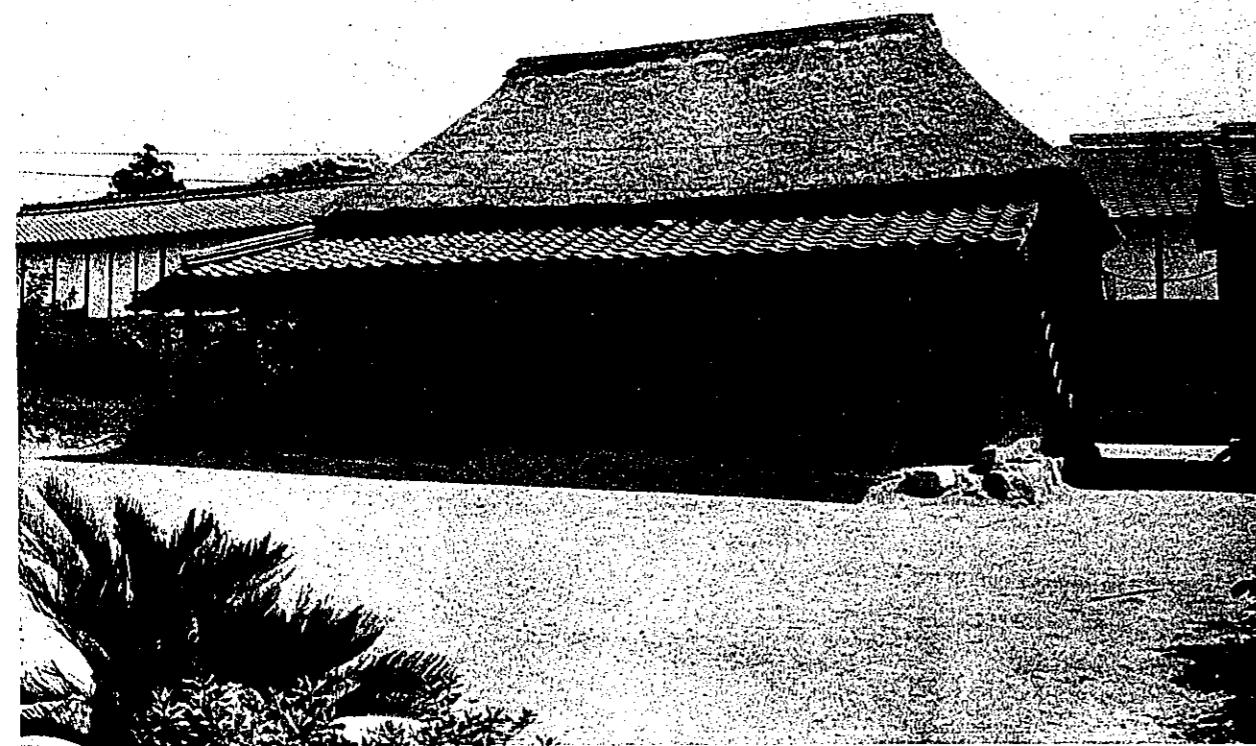


吉原留藏氏  
田舎村

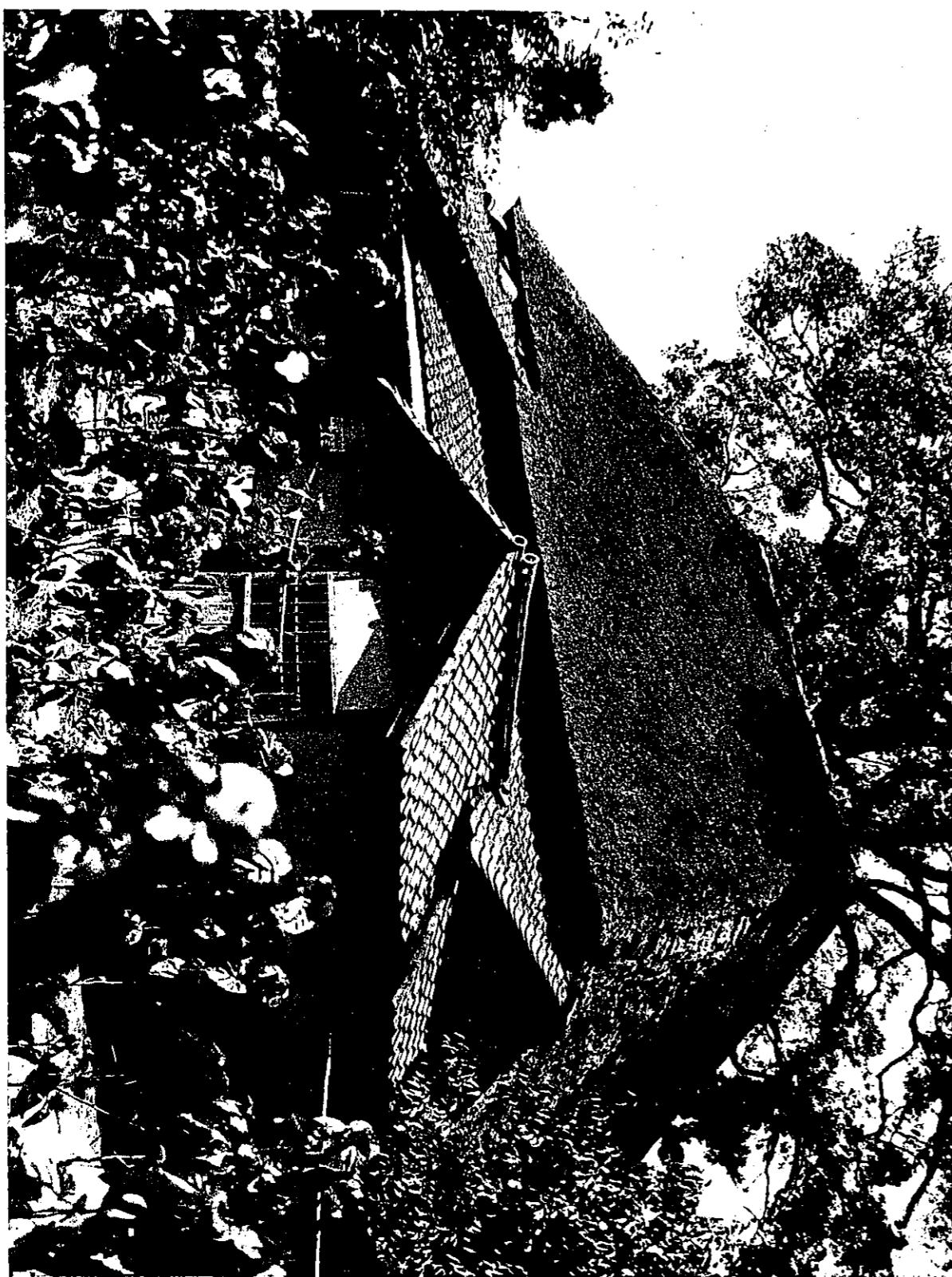
10



席田村吉風、貿易氏



波多江村 中村惣太郎氏



味坂村 後藤嘉四郎氏

13

## 縣下の概觀

本縣は中國地方に隣つて居る關係上からであらうか、整型の四間取  $2\times2$  と、六間取  $2\times3$  の形式が最も多く、約半數は此の種の形式で、全縣に見られるが、特に交通の便の多い地方、北端部の諸郡と南端部の諸郡に特に多い様である。是れ等は大體中國地方の間取の形式と餘り大差がない様で比較的新らしいものではないかと思ふが、九州でも特に本縣に多い様である。

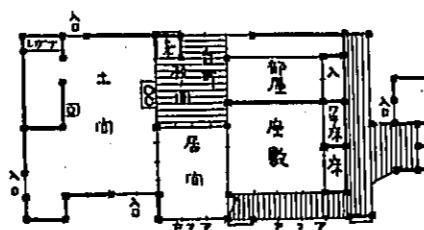
次に比較的多いのが四室の縦の喰違型の間取であるが是れは九州地方の概觀の補遺の本文で始めに述べた通りに、比較的古い形式のものと思はれるもので、納戸と座敷との仕切が壁になつて居るものが多く、豊前、筑前等の稍々交通の不便な地方に残つて居る。

此の間取に密接の關係のあるものは廣間型の形式ではれも九州地方の概觀で述べた通り大分縣に接した筑前筑後の山間の諸郡に特に多く存在して居るものであつて、近くの玖珠郡や阿蘇郡等の間取と同一形式のものである。

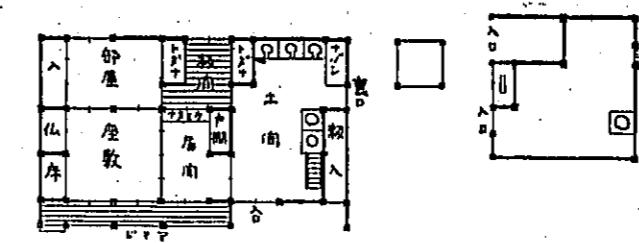
又佐賀縣に隣接した筑前、筑後の諸郡は佐賀縣と同様の鍵屋が著しく發達して居つて、是れは普通四間取の整型及び喰違の前方に更に座敷が前方に母屋から突出して接觸した形になつて居るが、是れは後に増築したものではなくて始めから此の形に本棟を鍵屋に造つたものである。最も小さな家は二室又は三室の本屋の前方に一室の座敷が突出して居るものもある。

ニワは間口二間乃至三間位のものが最も普通で、大きい家になると五間位のものもある。中央部の地方ではその下手に前から廐舎と物置があり、更にその後隅の方に釜所があるが、其他の地方ではニワの後方に釜屋が突出して居るものが多い。又勝手の板間は南部地方は広いが、北になる程狭くなつて居る。尤も京都郡ではニワの後半に板間が突出して居て、ニワの後に母屋から更に釜屋と水屋が接觸して居る形のものが多い。又或る場合には炊事場が全く母屋

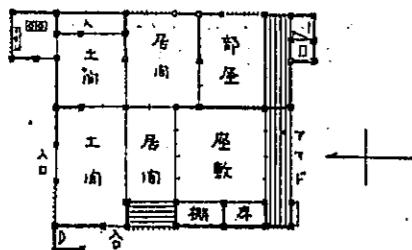
から離れて居るものも稀に見られる。  
宅地内の建物は母屋を中心として収穫小屋、蔵小屋、便所等を散在したものが多い。次に縣下の間取の主なる形式  
を示しておくる。



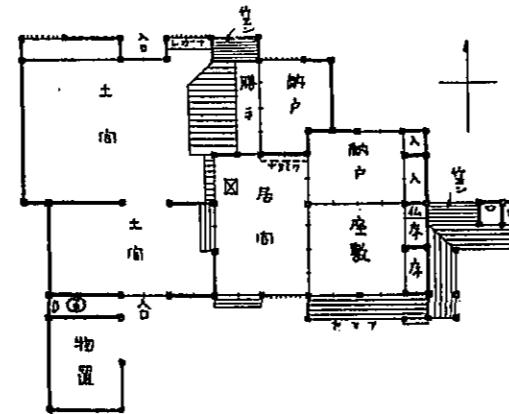
村浦勝郡像宗  
2 + 2型造営(三)



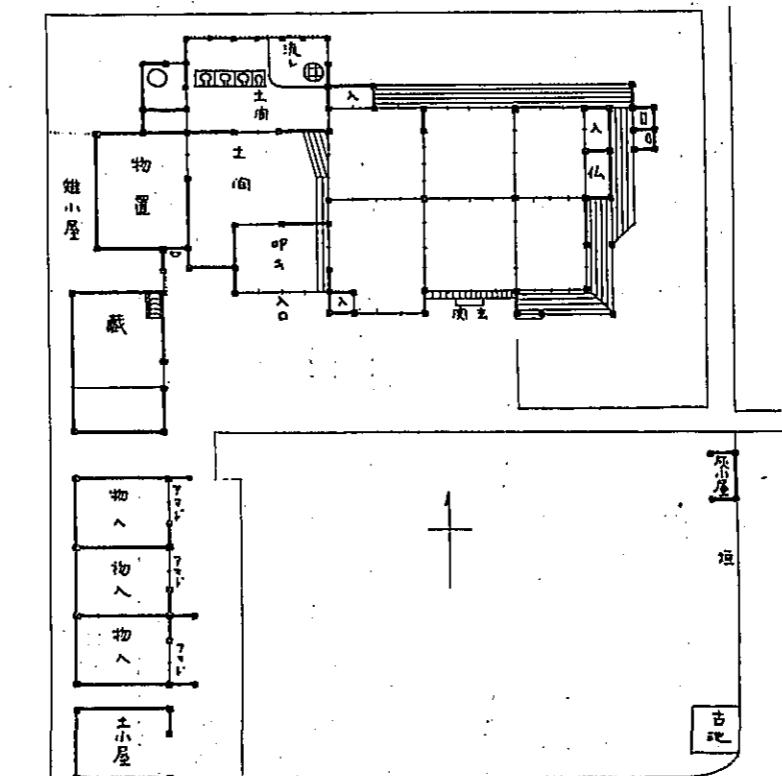
村水銀郡池三  
2 × 2型整(一)



村城大郡井三  
2 + 2型造営(四)

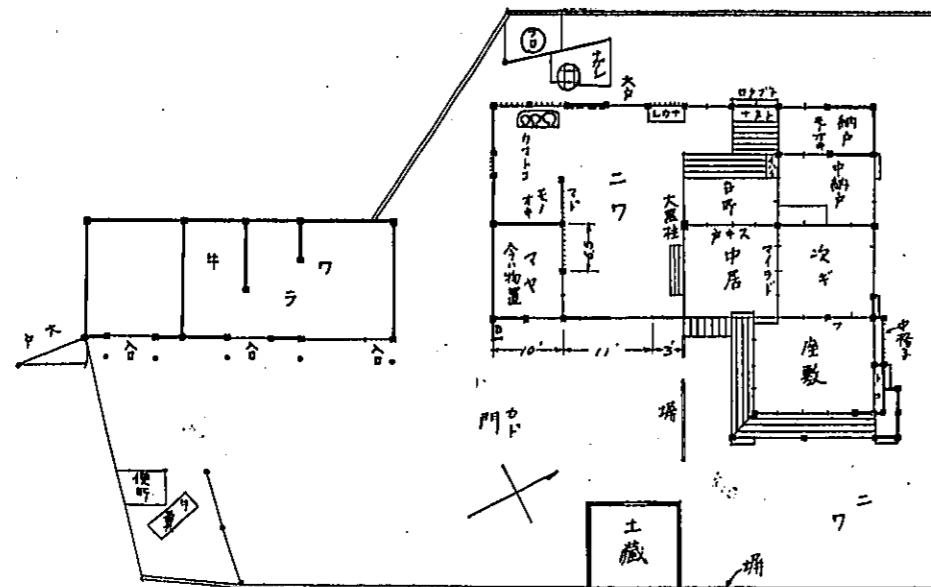


村羽浮郡羽浮  
型間廣(五)



村瀬波小郡都京  
2 × 3型整(二)

## 圖版說明

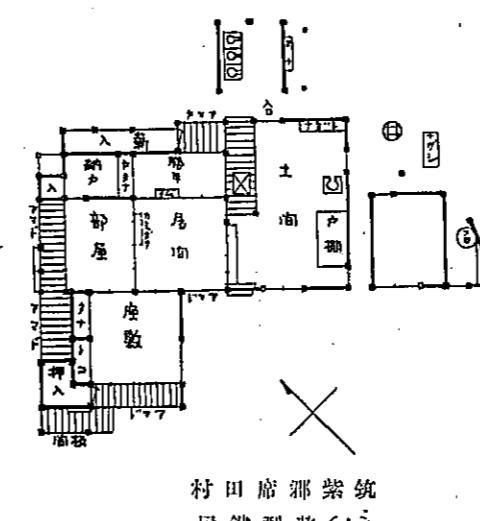


版圖第十、及十一 福岡縣筑紫郡廣田村吉原留藏氏の家である。此の村は福岡市の隣村であるが、小さな峠を越えて向ふの小山の麓に見える一部落がそれである。此の附近の農家は宅地の周囲に練堀を廻らして居るのが著しく目立つ。是れは風を防ぐ爲めであらうが又土質も善いのであらうと思ふ。

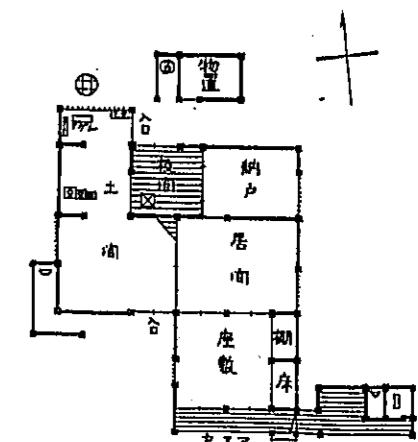
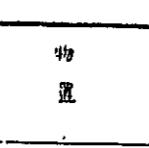
此の家の間取は整型四間取の裏に下屋を葺下して一見六間取の形となり、更に前面に座敷が附いて鍵屋となつたものである。座敷の前に瓦葺の下屋を下して廻り椽を回らし、ニワの入口大戸の前にも瓦庇が回つて居る。土間の部分は床張りの部分と同じ間口を有して居つてニワの下手に廄舎が取つてあるが今日は物置に使用して居る。そして別棟に瓦葺の収農舎を設けその中に牛を飼育して居る。図版第十はその前景であり、第十一はニワから臺所の方を見たものである。何れも平面圖と比較して見るによく理解出来ると思ふ。

此の附近の屋根の棟は一般にサラシ竹を十本位並べて棟を押え是を糸締めたものであるが、南の筑後川沿岸の平原の部落では棟の上にオドリと呼んで居る藁の押えが三個位置してあるものが見られる。又此の地方では廣島葺と云ふ葺方があつて、棟の上を少し厚れる。

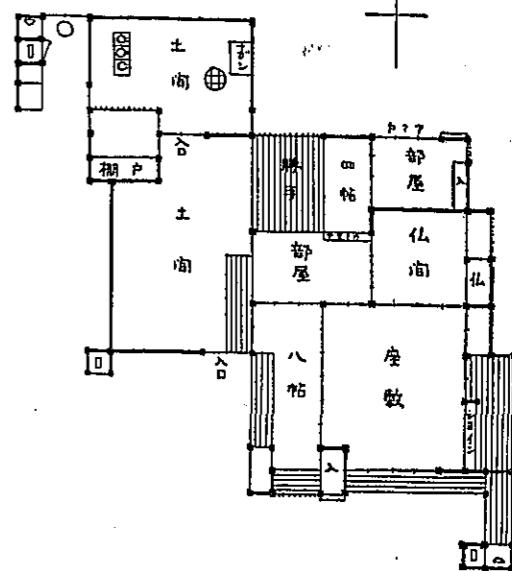
版圖第十、及十一 福岡縣筑紫郡廣田村吉原留藏氏の家である。



村田席郷紫筑  
屋鍵型整(七)

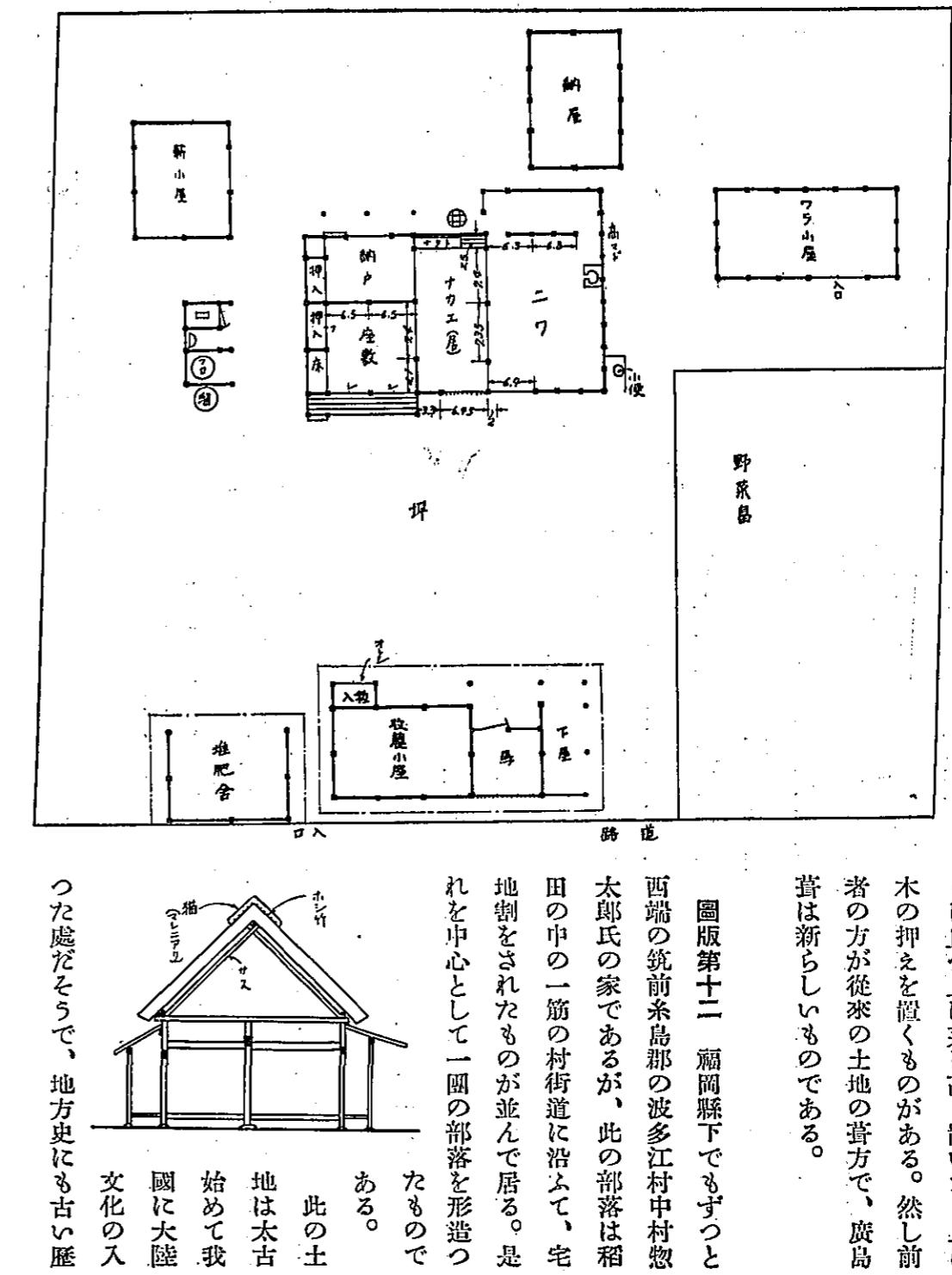


村川廣中郷女八  
屋鍵型原(六)



村原御郷井三  
屋鍵型造営(八)

くし且つ上に茅を高く置いて、上に木の押さえを置くものがある。然し前者の方が從來の土地の葺方で、廣島葺は新らしいものである。



西端の筑前糸島郡の波多江村中村惣太郎氏の家であるが、此の部落は稻田の中の一筋の村街道に沿ひて、宅地割をされたものが並んで居る。是れを中心として一團の部落を形作つたものである。

史が研究せられて居ると云ふことである。此の家は原型の三室の間取で、長崎縣壹岐島の例に示したものと同じ間取である。座敷とその裏の納戸の間の仕切りも古い土壁が残つて居る。但し屋根は鍵屋になつて居るが、挿繪の断面圖と比較して見ると、ナカエの前の狭い柱間は下屋になつておつて、大黒柱から前後に約七尺四寸が本屋になつてゐる。是れに反し座敷の部分は鍵屋になつてそれ丈け突出し、更にその先に椽が下屋になつて葺下してあるのである。梁が柱の上に渡してあつて、桁がその上に乗せてある事も注意しておきたい。ナカエの七尺四寸と云ふ柱間など可なり不規則な柱割で、その他桁行の柱間なども、座敷とナカエと、ニワとで夫々違つて居るのも面白い。昔は此の鍵屋根の谷の所に瓦が入つておつたそうであるが今日は無い。ニワが此の家の様に右にあるものを右ニワと云ひ、又左を左住ひと云ふてある。

圖版第十三 福岡縣下の筑後國三井郡味坂村は久留米市の東北に當る筑後川流域の平原の中央にあつて、今日は久留米福岡間を走る九州鐵道線の電車が走つたり、太刀洗に通ずる大道が通つたりして可なり交通は發達した地方である。

昔は有明海に注ぐ筑後川の流域地方は度々大洪水があつたので、その爲めに屋根裏のツシを高くしておいて、平常は作穀等を置く爲めに用ひ、洪水の際は米穀物類一切を上に上げ、且つ避難に用ひたものであつた。その爲めにツシを高くする許りでなく、小屋組を丈夫にして置く必要があつた。少し古い家になると、ツシを高くする爲めに合掌を

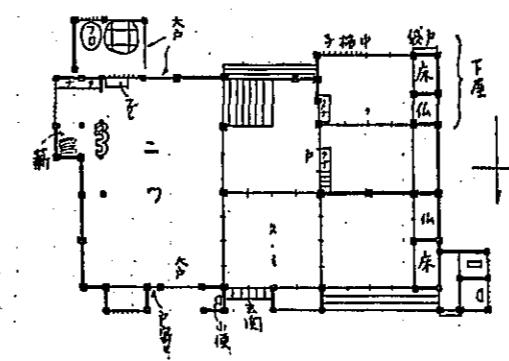
桁に持たせ、梁を桁の渡してある柱の頭よりも二三尺下の所に取り付けてあるものが多く見られるのである。但し梁間が廣くなると、サスの渡してある桁が外に開く虞れがあるので、四間住になるとサスの中途に一本横木を入れる。

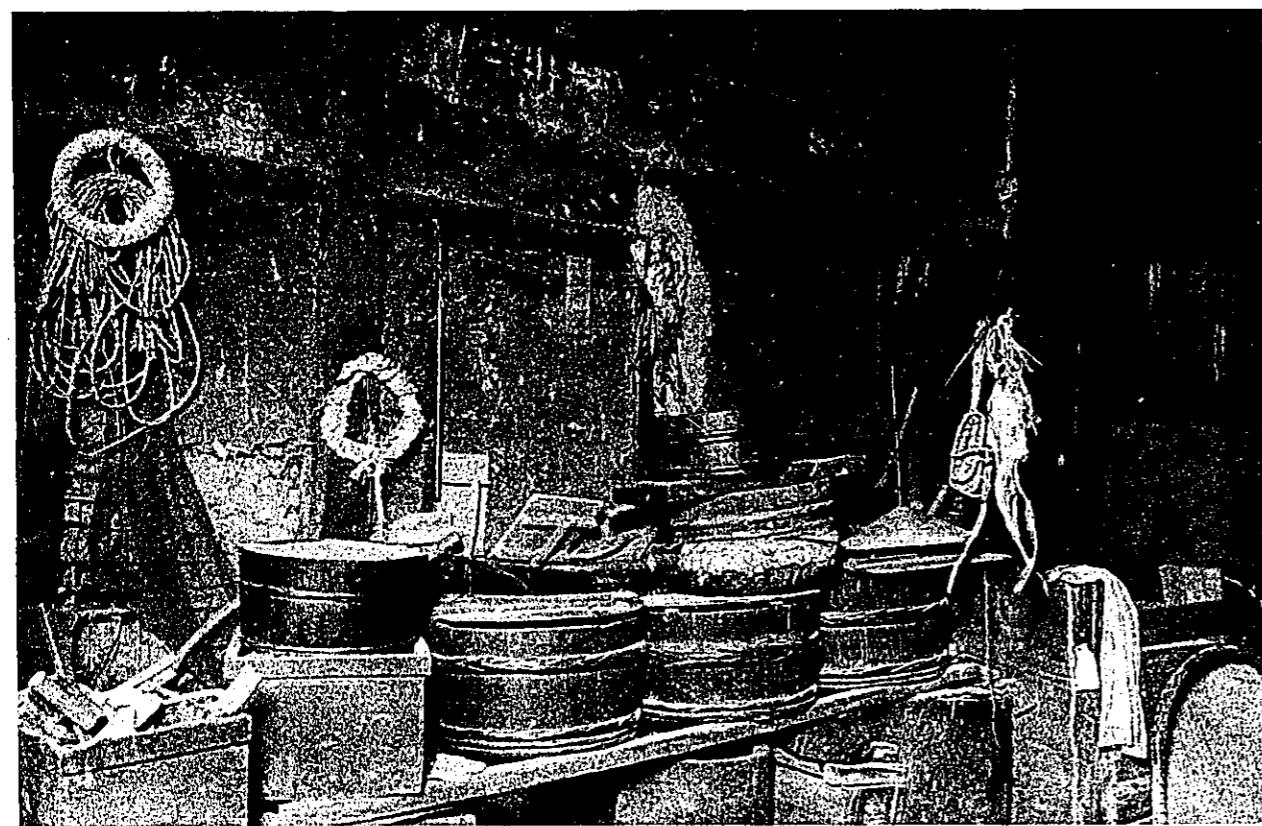
斯くの如き構造にすると自然柱を夫れ丈け高くしておかねばならぬので普通十五尺位のものを使ふて居る。そうすると自然周りの瓦葺の下屋の上に小壁が付く事になり、或者は此處に小窓を開けたものがある。然し筑後川の放水路が出来て以來は洪水の心配が無くなつたのである。然し此の様な獨得の構造法が發達する程昔から如何に洪水に悩まされたかを察することが出来ると思ふ。此の邊には鍵屋は比較的少なく、全體の數の一割位のもので多くは普通の四注屋根になつてゐる。

此の圖版は味坂村後藤嘉四郎氏の宅で、家の後の方から見たものである。是を平面圖と比べて見るとよく解る様に、裏の柱間一間は瓦葺の下屋になつてゐる。従つて整型六間取の内前方の四間取が本屋の中に入つてゐるので、本來四間取の建物に下屋を建増した形になつてゐる。圖版の一番手前に突出して見える部分は井戸と風呂のある所で、その後の所が釜所となつてゐるが、是れは昔噌部屋であつた。ニワの側壁に沿ふた三尺の下屋の所は下の間と謂ふて、昔は此處に米俵を積んで置いたものであるが今日は使用しなくなつた。昔は入口の横に便所があり、又ニワの内に廐があつたが、何れも改築の際に除いたそうだ。

座敷の方を見ると、後の納戸との仕切が壁になつてゐるのは昔の四間取の古い形がそのまま残つてゐるものと見る事が出来る。

此の家も明治二十二年の洪水には五六尺も壁上迄水がついたそうで、此の下の部分丈け壁を修繕して、昔の洪水の跡が記念に残してあつた。





日田町某氏

14